

随意契約（相手方指定）調書

件名	荒川区病後児保育事業運営委託（至誠会第二保育園）	No.5200296
工（納）期	令和5年3月31日	
契約締結日	令和4年4月1日	
契約金額	推定総額6,664,000円（非課税）	

契約相手方	社会福祉法人至誠会 (法人番号：6011105000969)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考	複合契約	

業者選定理由書

件名	荒川区病後児保育事業運営委託（至誠会第二保育園）
指名業者（案）	名称 社会福祉法人至誠会 所在地 新宿区河田町10番13号 代表者 理事長 和田 恵美子
特命理由	<p>本件は、病気の回復期にはあるが完治には至らないため、保育園に登園できない児童を専用室で保育する業務を委託するものである。</p> <p>主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記法人を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、 保育事業の更なる需要の高まりに伴い、尾久地域において、平成29年4月より新たに本事業を開始したものである。保育士の確保やスペースの確保が難しい中、当該地域において本事業に対応できる唯一の業者である。</p> <p>上記法人は、本事業のため病後児保育専用室を開始時に新たに用意したものであり、広さも22.06㎡と都基準（11.22㎡）を満たしている。</p> <p>また運営体制についても、看護師と保育士の計2名が専従している上に保育園職員の応援を得ることができ、本事業実施のために良好な環境が整っている。</p> <p>以上のことから、上記法人を相手方に指定した随意契約を締結する。</p>
その他特記事項	根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 （性質又は目的が競争入札に適さないもの）